

第4章 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

本制度が施行された昭和26年12月から令和5年度末までに、1,183件の意見照会への回答事案等が終結している。令和5年度に係属した事案は、前年度から繰り越された3件と5年度に新たに受け付けた113件（同一事案についての107件を含む。）の計116件であり、このうち9件が5年度中に処理（取下げ2件を含む。）され、残りの107件が翌年度に繰り越された（表2-4-1）。

表2-4-1 意見照会への回答等の処理件数

	令和6年3月末現在		(参考) 5年度 係属件数
	処理件数	5年度 処理件数	
総数（昭和26年から令和6年3月末までに終結したもの）	1,183	9	116
土地収用法に基づく事業認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （国土交通大臣）	1,169	9	116
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 国土交通大臣等）	256	0	0
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 都道府県知事）	19	0	0
収用委員会の裁決に対する審査請求に関する意見照会	894	9	116
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の使用又は収用の認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （防衛大臣）	2	0	0
鉱業法に基づく承認申請（公共施設等の周辺での鉱物掘採の際に必要な管理人の承諾に代わる経済産業局長の決定について） （経済産業大臣）	1	0	0
採石法に基づく承認申請（採石権の設定等及び採石権設定に代わる土地買取り等についての経済産業局長の決定について） （経済産業局長）	9	0	0
森林法に基づく森林から木材等を搬出する者の土地使用に関する都道府県知事の認可、裁定等の処分に対する不服申立てに関する意見照会 （農林水産大臣）	2	—	—

- (注) 1 「事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会」欄の「国土交通大臣等」は、土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。
2 駐留軍用地特措法に基づく土地等の使用又は収用に関しては、土地収用法第131条等の規定が適用される（駐留軍用地特措法第14条）。
3 森林法に基づく意見照会については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号。平成12年4月1日施行）により廃止。

第1節 令和5年度に係属した意見照会事案

令和5年度に係属した意見照会事案の概要は、次のとおりである。

1 公調委令和5年（イ）第1号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人が、本件裁決のうち残地収用に関する部分の取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者1人
- (3) 審査請求のあった日 令和3年8月19日
- (4) 意見照会の受付日 令和5年2月9日
- (5) 回答日 令和5年6月28日
- (6) 回答内容 本件審査請求は理由があるものとする。

2 公調委令和5年（イ）第2号事件

（公園事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、公園事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人が、事業認定に違法があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者1社
- (3) 審査請求のあった日 令和元年8月9日
- (4) 意見照会の受付日 令和5年2月9日
- (5) 回答日 令和5年8月21日
- (6) 回答内容 本件審査請求のうち、明渡裁決の取消しを求める請求は却下し、権利取得裁決の取消しを求める請求は棄却すべきである。

3 公調委令和5年（イ）第3号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人らが、土地及び物件の

所有者等の認定に瑕疵があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。

- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人 2 人
- (3) 審査請求のあった日 令和元年 12 月 30 日
- (4) 意見照会の受付日 令和 5 年 2 月 9 日
- (5) 回 答 日 令和 5 年 10 月 18 日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求は棄却すべきである。

4 公調委令和 5 年（イ）第 4 号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事 案 の 概 要 本件は、道路事業に係る土地収用法第 47 条の 2 第 1 項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人が、起業者による住民説明会の通知が無かったこと、それによって損害を被ったこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者 1 人
- (3) 審査請求のあった日 令和 2 年 8 月 31 日
- (4) 意見照会の受付日 令和 5 年 4 月 27 日
- (5) 回 答 日 令和 5 年 11 月 16 日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

5 公調委令和 5 年（イ）第 5 号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事 案 の 概 要 本件は、道路事業に係る土地収用法第 47 条の 2 第 1 項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人らが、本件事業対象地の収用に伴い残地となる土地について、従来利用してきた目的に供することは著しく困難であり、残地収用の請求を認めなかった本件裁決に違法があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者 3 人
- (3) 審査請求のあった日 令和 4 年 1 月 16 日
- (4) 意見照会の受付日 令和 5 年 7 月 6 日
- (5) 回 答 日 令和 6 年 1 月 26 日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求のうち、本件裁決が本件事業対象地の収用に伴い残地となる土地を収用する土地及び明け渡すべき土地の区域に含めなかったことに係る部分は理由があるが、その

余は、いずれも理由がないものとする。

6 公調委令和5年（イ）第6号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事 案 の 概 要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人が、本件事業対象地の収用に伴い残地となる土地について、従来利用してきた目的に供することは不可能であり、処分庁が残地収用の請求を認めないことは法の趣旨に反することを理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (3) 審査請求のあった日 令和4年1月16日
- (4) 意見照会の受付日 令和5年7月6日
- (5) 回 答 日 令和6年1月25日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求のうち、本件裁決が本件事業対象地の収用に伴い残地となる土地を収用する土地及び明け渡すべき土地の区域に含めなかったことに係る部分は理由があるが、その余は、理由がないものとする。

7～111 公調委令和5年（イ）第7号～第106号及び第109号～第113号事件（計105件）

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審 査 請 求 人 土地所有者等各1人（計105人）
- (2) 審査請求のあった日 令和元年7月3日
- (3) 意見照会の受付日 令和5年7月6日

112、113 公調委令和5年（イ）第107号及び第108号事件（計2件）

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審 査 請 求 人 土地所有者各1人（計2人）
- (2) 審査請求のあった日 令和元年7月3日
- (3) 意見照会の受付日 令和5年7月6日
- (4) 審査請求の取下げ 令和5年10月7日
- (5) 意見照会の取下げ 令和5年10月25日

114 公調委令和5年（イ）第114号事件

（道路改築工事及び農業用水路付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事 案 の 概 要 本件は、道路改築工事及び農業用水路付替工事に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、使用対象地の所有者である審査請求人が、使用する土地の必要性、区域についての判断に違法があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (3) 審査請求のあった日 令和4年10月25日
- (4) 意見照会の受付日 令和5年10月6日
- (5) 回 答 日 令和5年11月1日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求は理由がないものとする。

115 公調委令和6年（イ）第1号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審 査 請 求 人 土地所有者1社、関係人1社
- (2) 審査請求のあった日 令和5年1月20日
- (3) 意見照会の受付日 令和6年1月16日

116 公調委令和6年（イ）第2号事件

（道路新設工事並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (2) 審査請求のあった日 令和5年7月30日
- (3) 意見照会の受付日 令和6年3月21日